

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年7月19日
【計算期間】	第18期（自 2020年4月21日 至 2021年4月19日）
【ファンド名】	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	03-6203-0200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下の通りです。

●商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国 内：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株 式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

●属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北米	ファミリー ファンド
	年6回（隔月）	欧州	
不動産投信		アジア	
	年12回（毎月）	オセアニア	
その他資産 （投資信託証券（株式 一般））		中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ
	日々	アフリカ	
資産複合 （ ）		中近東（中東）	
資産配分固定型 資産配分変更型	その他（ ）	エマージング	

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

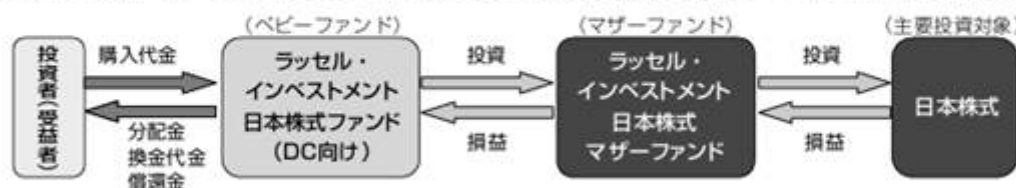
（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<ファンドの特色>

◇日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



◇TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

●世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

〈イメージ図〉



＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

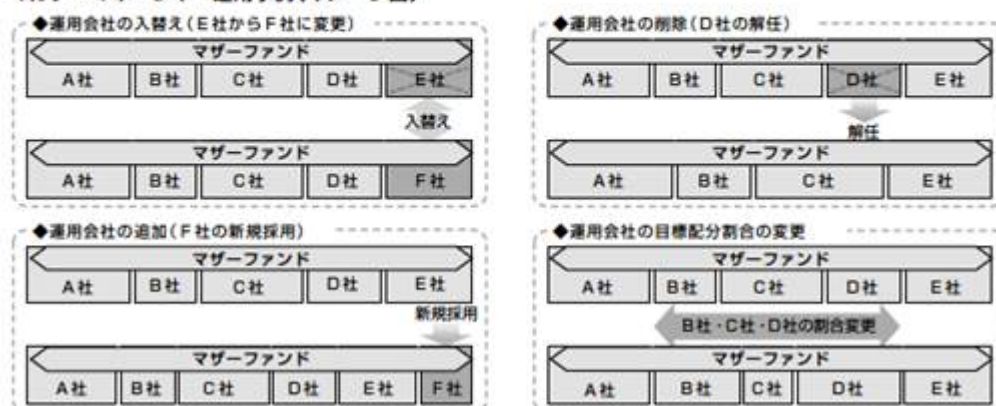
マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

●運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2021年7月19日現在の状況は以下のとおりです。

《ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
グロース(成長)型	アセットマネジメントOne株式会社(日本)(投資助言) ^(注)	25%
	カムイ・キャピタル株式会社(日本)(投資助言) ^(注)	10%
	クープランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ビー(英国)(投資助言) ^(注)	10%
バリュー(割安)型	SOMPOアセットマネジメント株式会社(日本)(投資助言) ^(注)	30%
	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	10%
マーケット・オリエンテッド型	スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本)(投資助言) ^(注)	15%

(注)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

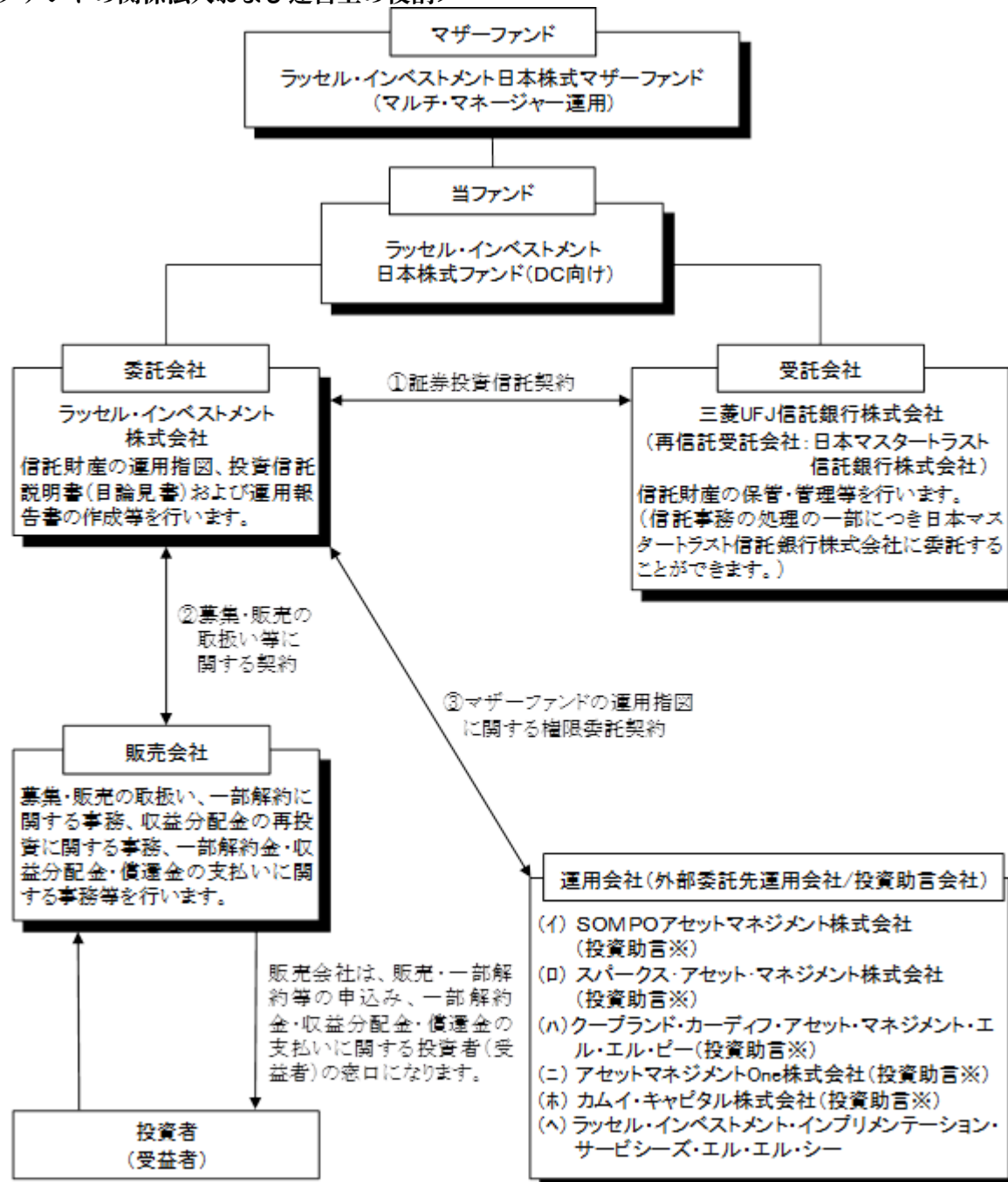
(2) 【ファンドの沿革】

2004年1月30日 信託契約の締結、当ファンドの設定日（運用開始日）

2016年7月16日 当ファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞



※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注) 上図は、2021年7月19日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2021年7月19日現在のものと異なる場合があります。

＜契約の概要＞

①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

③マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

<委託会社の概況>

①資本金の額 490百万円（2021年5月末現在）

②沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（2021年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様へ提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2021年3月末現在で約36兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

②運用方法

(a)投資態度

1. 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. マザーファンドは、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。
3. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
4. T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。

5. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
6. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

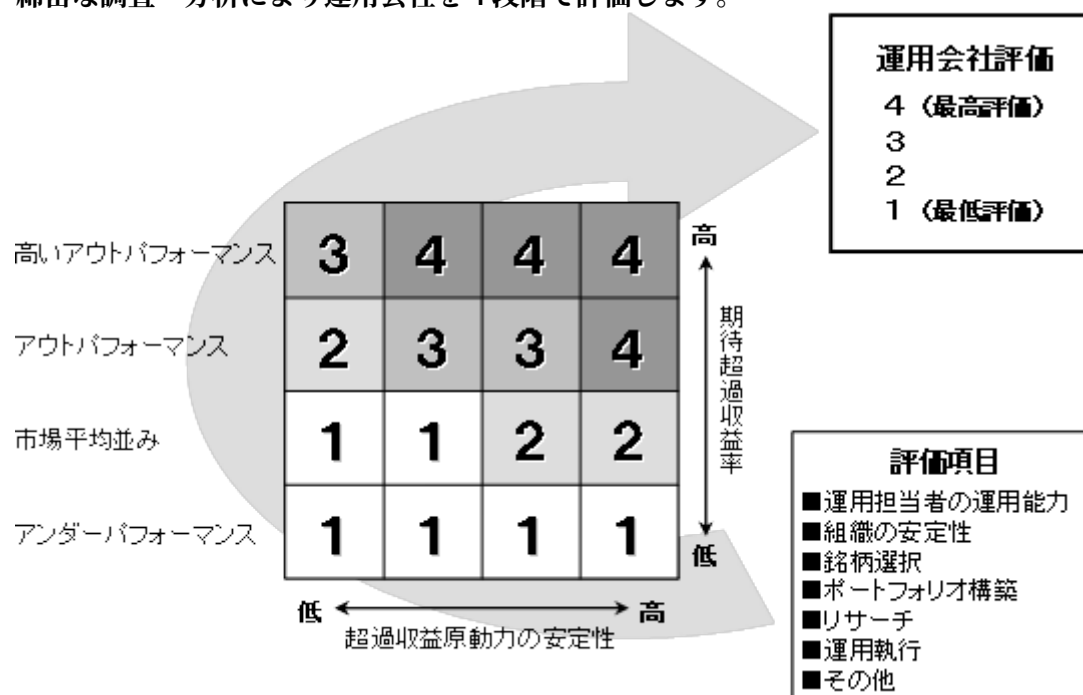
(b) ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、日本株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（TOPIX（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

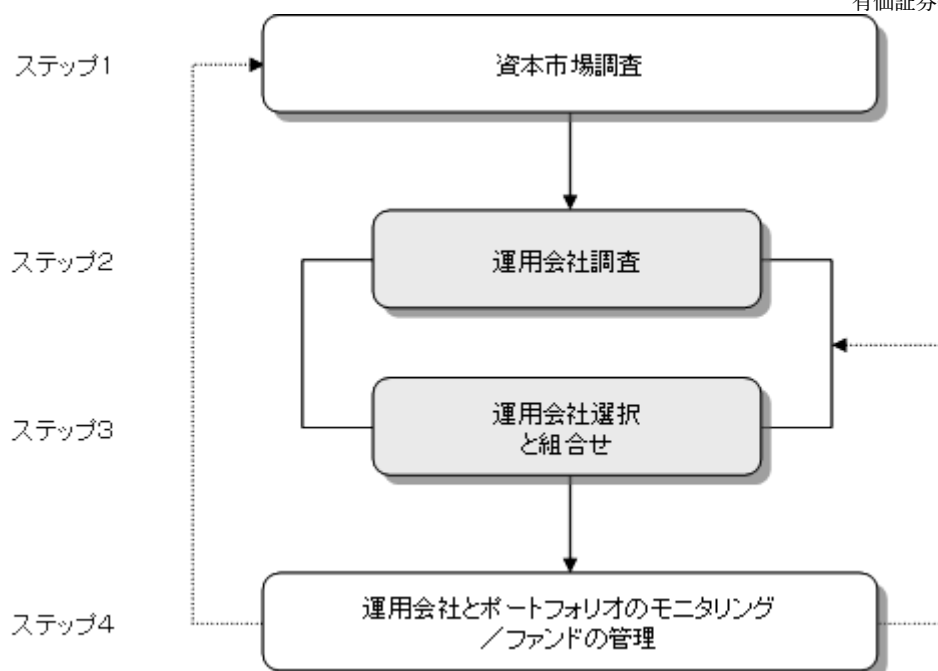
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(c) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

日本株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、日本の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、日本株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

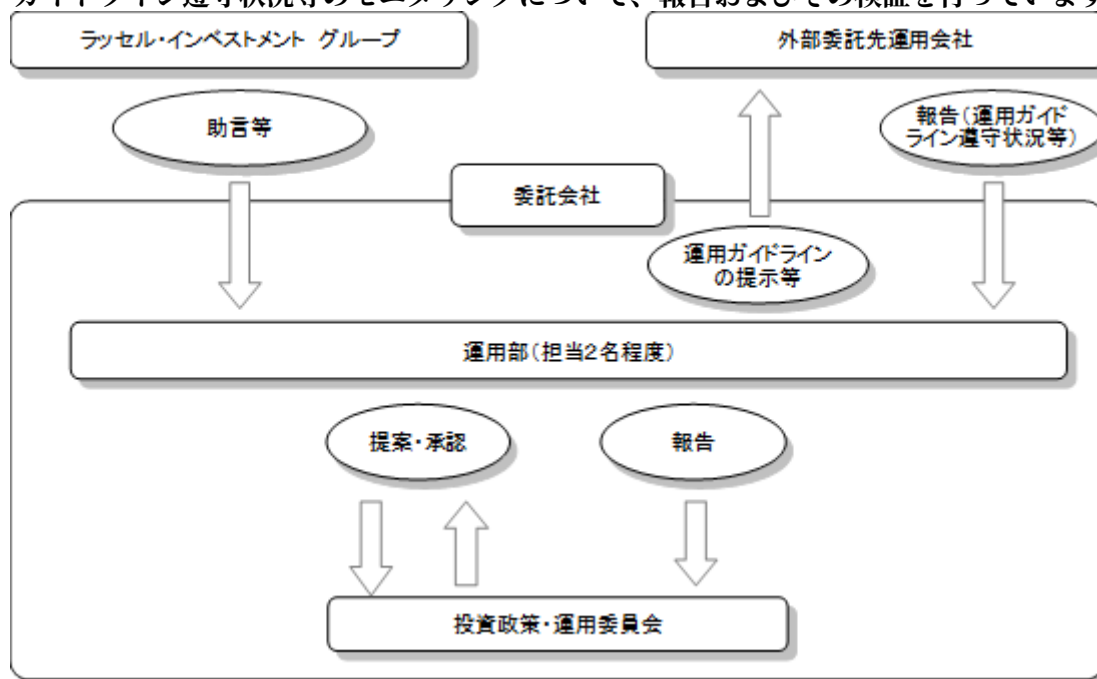
委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼C E O、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。

- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

- ・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①信託約款による投資制限

- (a) 株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

- (b) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (c) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとしします。

(d) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(e) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(f) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1. の信用取引の指図における当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(g) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(h) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(i) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j) 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (k) 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (l) 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (m) 外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (p) 資金の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

(a)デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）マザーファンドの投資方針

(1)マザーファンドの投資態度

1. わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式等の組入れにあたっては、フル・インベストメントを基本とします。
3. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
4. T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。
5. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
6. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)マザーファンドの投資対象

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りま。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)マザーファンドの投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

- ②投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- ④委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑥信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑦先物取引等の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑧スワップ取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑫公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(4)マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 ②法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(5)マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2021年7月19日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

- (イ)商 号：SOMPOアセットマネジメント株式会社《日本》 [投資助言] ※
投資助言内容：バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ロ)商 号：スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》 [投資助言] ※
投資助言内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
- (ハ)商 号：クープランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー
《英国》 [投資助言] ※
投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ニ)商 号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》 [投資助言] ※
投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ホ)商 号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》 [投資助言] ※
投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ヘ)商 号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。

5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

① 基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(d) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消すことができます。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

① 外部委託先運用会社の管理

- ・ 外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・ 委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。

- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

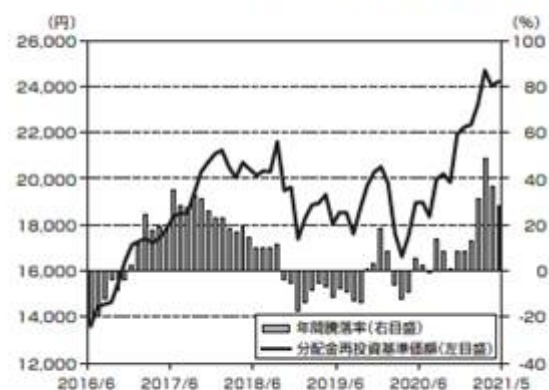
①および②のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

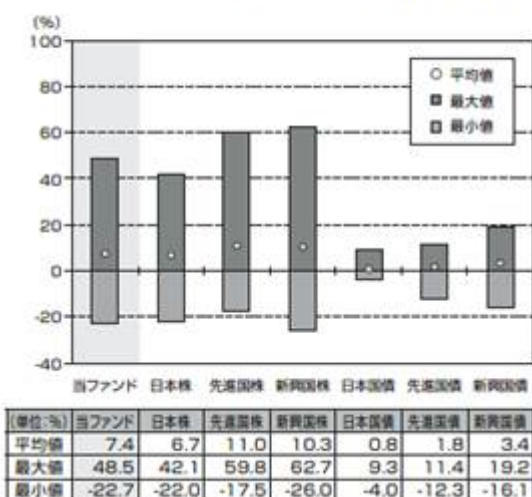
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2016年6月末～2021年5月末)



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年6月末～2021年5月末)



※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に原しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

- 日本株 …… TOPIX(配当込み)
- 先進国株 …… MSCI KOKUSA I(配当込み)
- 新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 …… FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… FTSE 新興国市場国債インデックス(円ベース)

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX（配当込み）は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.298%※（税抜1.18%）を乗じて得た金額とします。

信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

<信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率>

信託報酬にかかる各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年率0.660% (税抜 0.60%)	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.550% (税抜 0.50%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.088% (税抜 0.08%)	当ファンドの資産管理等の対価

※税法が改正された場合等には、消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益については所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

＜収益分配金について＞

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜個別元本について＞

①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

②受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年5月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2021年5月末現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,119,500,684	100.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△12,026,147	△0.15
合計（純資産総額）	－	8,107,474,537	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	34,194,351,800	94.02
現金・預金・その他の資産※（負債控除後）	－	2,174,496,490	5.98
合計（純資産総額）	－	36,368,848,290	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,581,370,000	4.35

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	2,717,096,906	3.0442	8,271,386,402	2.9883	8,119,500,684	100.15

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.15
合計		100.15

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	189,600	3,875.13	734,724,744	3,951.00	749,109,600	2.06
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	211,300	3,347.70	707,370,058	3,353.00	708,488,900	1.95
3	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	307,400	2,018.86	620,597,770	2,233.00	686,424,200	1.89
4	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	121,300	5,033.12	610,517,456	5,555.00	673,821,500	1.85
5	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	178,200	3,705.26	660,277,576	3,719.00	662,725,800	1.82
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	223,400	2,821.44	630,310,611	2,931.50	654,897,100	1.80
7	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	306,700	1,937.00	594,077,900	2,055.00	630,268,500	1.73
8	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	57,900	11,957.00	692,310,719	10,785.00	624,451,500	1.72

9	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	984,600	589.91	580,825,949	620.00	610,452,000	1.68
10	日本	株式	キーエンス	電気機器	11,300	51,618.88	583,293,344	53,870.00	608,731,000	1.67
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	198,400	3,056.48	606,407,420	2,984.00	592,025,600	1.63
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	142,100	3,425.00	486,692,500	3,717.00	528,185,700	1.45
13	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	211,300	2,281.24	482,027,673	2,166.50	457,781,450	1.26
14	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	210,100	2,113.97	444,145,962	2,162.50	454,341,250	1.25
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	49,100	8,485.24	416,625,382	9,115.00	447,546,500	1.23
16	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	198,400	2,082.18	413,106,249	2,211.50	438,761,600	1.21
17	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	259,500	1,709.61	443,645,047	1,676.50	435,051,750	1.20
18	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	111,700	3,753.22	419,235,699	3,771.00	421,220,700	1.16
19	日本	株式	日本電産	電気機器	32,200	13,995.94	450,669,268	12,530.00	403,466,000	1.11
20	日本	株式	テルモ	精密機器	90,200	4,035.46	363,999,217	4,217.00	380,373,400	1.05
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	49,400	7,413.26	366,215,171	7,650.00	377,910,000	1.04
22	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	48,800	6,997.00	341,453,600	7,626.00	372,148,800	1.02
23	日本	株式	三菱地所	不動産業	209,600	1,869.16	391,776,212	1,773.50	371,725,600	1.02
24	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	42,100	10,007.09	421,298,536	8,256.00	347,577,600	0.96
25	日本	株式	セイコーエプソン	電気機器	168,700	1,970.10	332,356,150	1,935.00	326,434,500	0.90
26	日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	310,700	1,298.22	403,357,506	1,044.00	324,370,800	0.89
27	日本	株式	シマノ	輸送用機器	12,600	26,828.62	338,040,612	24,800.00	312,480,000	0.86
28	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	88,300	3,193.62	281,997,383	3,520.00	310,816,000	0.85
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	13,800	22,988.57	317,242,336	21,605.00	298,149,000	0.82
30	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	189,900	1,422.17	270,070,946	1,458.00	276,874,200	0.76

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内／ 外国	業種	投資比率 (%)
----	-----------	----	-------------

株式	国内	鉱業	0.14
		建設業	2.92
		食料品	3.86
		繊維製品	0.77
		パルプ・紙	0.47
		化学	4.22
		医薬品	3.64
		石油・石炭製品	0.34
		ゴム製品	0.27
		ガラス・土石製品	1.11
		鉄鋼	2.53
		非鉄金属	1.55
		金属製品	0.60
		機械	3.99
		電気機器	10.01
		輸送用機器	6.92
		精密機器	3.23
		その他製品	1.63
		電気・ガス業	2.28
		陸運業	2.20
		倉庫・運輸関連業	0.06
		情報・通信業	10.27
		卸売業	4.40
		小売業	5.21
		銀行業	5.34
		証券、商品先物取引業	1.51
		保険業	3.00
		その他金融業	1.56
		不動産業	2.65
		サービス業	7.36
合計		94.02	

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX株価指数先物	2021年 6月	買建	82	1,578,425,059	1,581,370,000	4.35

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
9期	(2012年 4月18日)	2,414,972,967	2,414,972,967	0.8439	0.8439
10期	(2013年 4月18日)	3,667,967,501	3,667,967,501	1.1638	1.1638
11期	(2014年 4月18日)	4,082,064,962	4,082,064,962	1.2542	1.2542
12期	(2015年 4月20日)	5,135,286,124	5,135,286,124	1.6815	1.6815
13期	(2016年 4月18日)	4,600,353,258	4,600,353,258	1.4421	1.4421

14期	(2017年 4月18日)	5,371,380,328	5,371,380,328	1.6676	1.6676
15期	(2018年 4月18日)	6,798,082,993	6,798,082,993	2.0377	2.0377
16期	(2019年 4月18日)	6,587,099,932	6,587,099,932	1.9282	1.9282
17期	(2020年 4月20日)	5,736,598,865	5,736,598,865	1.7131	1.7131
18期	(2021年 4月19日)	8,248,347,809	8,248,347,809	2.4726	2.4726
	2020年 5月末日	6,410,230,803	—	1.8950	—
	6月末日	6,378,393,107	—	1.8970	—
	7月末日	6,161,250,667	—	1.8351	—
	8月末日	6,687,549,395	—	1.9955	—
	9月末日	6,764,699,950	—	2.0198	—
	10月末日	6,652,694,962	—	1.9832	—
	11月末日	7,252,882,417	—	2.1906	—
	12月末日	7,360,046,464	—	2.2218	—
	2021年 1月末日	7,386,288,943	—	2.2336	—
	2月末日	7,668,714,496	—	2.3206	—
	3月末日	8,229,864,466	—	2.4681	—
	4月末日	8,023,913,513	—	2.4008	—
	5月末日	8,107,474,537	—	2.4207	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
9期	△1.4
10期	37.9
11期	7.8
12期	34.1
13期	△14.2
14期	15.6
15期	22.2
16期	△5.4
17期	△11.2
18期	44.3

（注1）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

■基準価額・純資産の推移（2011年5月末～2021年5月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第14期 (2017年4月)	第15期 (2018年4月)	第16期 (2019年4月)	第17期 (2020年4月)	第18期 (2021年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

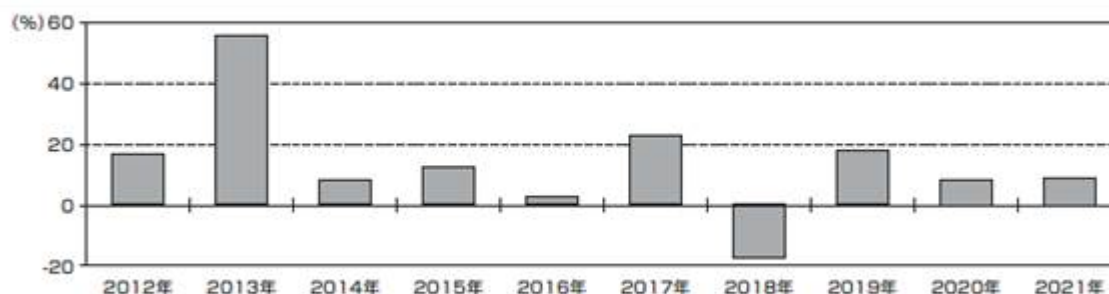
※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	業種	実質組入比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	2.1%
2	本田技研工業	株式	輸送用機器	2.0%
3	第一生命ホールディングス	株式	保険業	1.9%
4	リクルートホールディングス	株式	サービス業	1.9%
5	武田薬品工業	株式	医薬品	1.8%
6	日本電信電話	株式	情報・通信業	1.8%
7	日本製鉄	株式	鉄鋼	1.7%
8	ソニーグループ	株式	電気機器	1.7%
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1.7%
10	キーエンス	株式	電気機器	1.7%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2021年は5月末までの収益率を表示しています。

➤ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
9期	815,936,095	382,749,105
10期	915,970,696	626,167,970
11期	1,039,135,563	935,918,355
12期	767,309,757	968,192,432
13期	912,675,068	776,545,654
14期	638,526,075	607,631,608

15期	720,701,125	605,523,707
16期	639,991,903	559,934,185
17期	682,910,523	750,493,815
18期	702,575,149	715,306,198

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①原則として、取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
- ②取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

取得申込者は販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資契約」※（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

※販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ④取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。
- ⑤申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ⑥申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ⑦申込手数料はありません。
- ⑧取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ⑨取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。
各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ②換金価額は、換金申込受付日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ③換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- ④換金手数料はありません。
- ⑤信託財産留保額ははありません。
- ⑥当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。
- ⑦取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金申込みの受付を

取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

- ⑧解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の取引所の最終相場で評価します。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「年金日株」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2004年1月30日）から無期限とします。ただし、後述の「（5）その他 ①信託契約の終了」による場合、信託は終了する場合があります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

(a)信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が10億円を下回ることとなる場合

(b)信託期間終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

(c)やむを得ない事情が発生したとき

2. 信託期間の終了（繰上償還）

(a)上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ. 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ.およびニ.の規定は適用しません。

(b) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。

4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

③反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の終了または上記②に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

④関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥運用報告書

(a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

(c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

①収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日としします。）から起算して5営業日目までに開始するものとしします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2020年4月21日から2021年4月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,783,642,227	8,297,082,201
未収入金	22,639,689	10,424,554
流動資産合計	5,806,281,916	8,307,506,755
資産合計	5,806,281,916	8,307,506,755
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,639,689	10,424,554
未払受託者報酬	2,871,243	3,304,031
未払委託者報酬	44,172,119	45,430,361
流動負債合計	69,683,051	59,158,946
負債合計	69,683,051	59,158,946
純資産の部		
元本等		
元本	3,348,601,197	3,335,870,148
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,387,997,668	4,912,477,661
（分配準備積立金）	1,385,163,107	2,590,958,576
元本等合計	5,736,598,865	8,248,347,809
純資産合計	5,736,598,865	8,248,347,809
負債純資産合計	5,806,281,916	8,307,506,755

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	第18期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	△625,818,326	2,626,623,529
営業収益合計	△625,818,326	2,626,623,529
営業費用		
受託者報酬	5,606,856	6,143,585
委託者報酬	90,335,461	84,474,124
営業費用合計	95,942,317	90,617,709
営業利益又は営業損失（△）	△721,760,643	2,536,005,820
経常利益又は経常損失（△）	△721,760,643	2,536,005,820
当期純利益又は当期純損失（△）	△721,760,643	2,536,005,820
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△56,406,055	262,526,021
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,170,915,443	2,387,997,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	575,910,112	778,676,289
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	575,910,112	778,676,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	693,473,299	527,676,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	693,473,299	527,676,095
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,387,997,668	4,912,477,661

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2021年4月18日が休日のため、信託約款第39条により、当計算期間末日を2021年4月19日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
1. 期首元本額	3,416,184,489円	3,348,601,197円
期中追加設定元本額	682,910,523円	702,575,149円
期中一部解約元本額	750,493,815円	715,306,198円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,348,601,197口	3,335,870,148口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	第18期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
分配金の計算過程 2020年4月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（34,441,895円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(3,402,709,520円)及び分配準備積立金(1,350,721,212円)より分配対象収益は4,787,872,627円（1万口当たり14,298.11円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 2021年4月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（136,620,384円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,336,593,582円）、信託約款に規定される収益調整金(3,653,929,627円)及び分配準備積立金(1,117,744,610円)より分配対象収益は6,244,888,203円（1万口当たり18,720.39円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△549,674,697	2,379,738,416

合 計	△549,674,697	2,379,738,416
-----	--------------	---------------

(デリバティブ取引等に関する注記)

第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	第18期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第17期 2020年 4月20日現在	第18期 2021年 4月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7131円 (17,131円)	2.4726円 (24,726円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	2,722,229,142	8,297,082,201	—
合計		2,722,229,142	8,297,082,201	—

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		

流動資産		
金銭信託	424,116	838,292
コール・ローン	3,359,295,644	989,295,042
株式	30,332,430,090	39,650,452,630
派生商品評価勘定	263,874,032	13,086,225
未収入金	-	17,206,868
未収配当金	345,528,195	442,609,256
差入委託証拠金	△29,709,031	34,857,573
流動資産合計	34,271,843,046	41,148,345,886
資産合計	34,271,843,046	41,148,345,886
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	6,183,798
未払解約金	22,639,689	12,864,274
未払利息	9,479	2,710
その他未払費用	39,352	-
流動負債合計	22,688,520	19,050,782
負債合計	22,688,520	19,050,782
純資産の部		
元本等		
元本	16,414,604,183	13,494,495,154
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	17,834,550,343	27,634,799,950
元本等合計	34,249,154,526	41,129,295,104
純資産合計	34,249,154,526	41,129,295,104
負債純資産合計	34,271,843,046	41,148,345,886

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 17,721,246,308円 期中追加設定元本額 1,749,536,316円 期中一部解約元本額 3,056,178,441円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 16,414,604,183円 期中追加設定元本額 1,874,748,222円 期中一部解約元本額 4,794,857,251円
元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅱ （適格機関投資家限定） 6,862,709,353円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ （適格機関投資家限定） 1,913,237,918円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅲ （適格機関投資家限定） 3,410,698,652円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド （DC向け） 2,771,934,928円 ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF 395,115,080円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅴ （適格機関投資家限定） 802,665,944円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 36,122,614円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 143,267,257円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 78,852,437円 計 16,414,604,183円	元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅱ （適格機関投資家限定） 6,680,333,579円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ （適格機関投資家限定） 1,605,231,239円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅲ （適格機関投資家限定） 1,478,825,873円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド （DC向け） 2,722,229,142円 ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF 428,526,752円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ－Ⅴ （適格機関投資家限定） 370,519,429円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 21,445,448円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 117,998,787円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 69,384,905円 計 13,494,495,154円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 16,414,604,183口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 13,494,495,154口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
---------------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。 当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△3,504,763,236	7,867,128,984
合 計	△3,504,763,236	7,867,128,984

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（2020年 4月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,071,241,368	—	3,335,395,000	264,153,632
合計		3,071,241,368	—	3,335,395,000	264,153,632

株式関連（2021年 4月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	932,159,973	—	939,120,000	6,960,027
合計		932,159,973	—	939,120,000	6,960,027

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0865円 (20,865円)	3.0479円 (30,479円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
INPEX	70,500	766	54,003,000	
石油資源開発	2,300	2,070	4,761,000	
大林組	116,800	1,039	121,355,200	
清水建設	37,400	909	33,996,600	
長谷工コーポレーション	128,700	1,599	205,791,300	
鹿島建設	184,900	1,556	287,704,400	
西松建設	3,600	2,866	10,317,600	
熊谷組	1,900	3,045	5,785,500	
五洋建設	151,700	908	137,743,600	
大和ハウス工業	12,900	3,344	43,137,600	
日揮ホールディングス	340,200	1,299	441,919,800	
明星工業	92,500	795	73,537,500	
ヤクルト本社	7,600	5,380	40,888,000	
明治ホールディングス	21,400	6,850	146,590,000	
日本ハム	21,900	4,930	107,967,000	
キリンホールディングス	205,200	2,082	427,329,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	8,800	1,724	15,171,200	
日清食品ホールディングス	24,100	7,830	188,703,000	
日本たばこ産業	223,000	2,115	471,645,000	
東洋紡	5,100	1,439	7,338,900	
帝人	12,800	1,822	23,321,600	
東レ	291,300	692	201,841,770	
ワコールホールディングス	20,100	2,487	49,988,700	
王子ホールディングス	272,700	716	195,253,200	
日本製紙	6,000	1,333	7,998,000	
北越コーポレーション	94,400	580	54,752,000	
レンゴー	11,300	954	10,780,200	
クラレ	68,000	1,240	84,320,000	
旭化成	17,800	1,244	22,152,100	
クレハ	1,200	8,100	9,720,000	
信越化学工業	11,900	19,375	230,562,500	
田岡化学工業	2,100	13,820	29,022,000	
日本触媒	1,700	6,150	10,455,000	
カネカ	6,400	4,560	29,184,000	
三井化学	35,200	3,620	127,424,000	
三菱ケミカルホールディングス	53,200	855	45,491,320	
KHネオケム	65,100	2,786	181,368,600	
宇部興産	6,000	2,344	14,064,000	
花王	24,400	7,155	174,582,000	
DIC	4,300	2,925	12,577,500	
富士フイルムホールディングス	59,100	6,997	413,522,700	

ファンケル	36,600	3,685	134,871,000
クミアイ化学工業	15,100	990	14,949,000
ユニ・チャーム	67,800	4,382	297,099,600
武田薬品工業	196,700	3,706	728,970,200
塩野義製薬	18,600	5,670	105,462,000
ロート製薬	73,200	2,909	212,938,800
参天製薬	113,500	1,492	169,342,000
富士製薬工業	75,800	1,251	94,825,800
キョーリン製薬ホールディングス	41,300	1,911	78,924,300
大正製薬ホールディングス	2,100	6,670	14,007,000
サワイグループホールディングス	20,200	5,320	107,464,000
出光興産	13,400	2,672	35,804,800
ENEOSホールディングス	237,300	479	113,809,080
横浜ゴム	6,300	2,141	13,488,300
ブリヂストン	12,300	4,459	54,845,700
住友ゴム工業	39,800	1,366	54,366,800
A G C	44,200	5,030	222,326,000
日本電気硝子	5,200	2,732	14,206,400
住友大阪セメント	2,400	3,655	8,772,000
太平洋セメント	8,600	2,869	24,673,400
東海カーボン	58,600	1,810	106,066,000
日本碍子	76,900	2,032	156,260,800
ニチアス	7,600	2,832	21,523,200
日本製鉄	350,400	1,937	678,724,800
神戸製鋼所	21,000	763	16,023,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	205,000	1,420	291,100,000
丸一鋼管	3,400	2,812	9,560,800
愛知製鋼	6,300	3,705	23,341,500
日本軽金属ホールディングス	3,600	2,187	7,873,200
三菱マテリアル	7,600	2,524	19,182,400
住友金属鉱山	3,900	4,751	18,528,900
DOWAホールディングス	21,300	4,685	99,790,500
古河電気工業	3,900	2,969	11,579,100
住友電気工業	279,900	1,713	479,468,700
川田テクノロジーズ	26,000	4,550	118,300,000
東洋製罐グループホールディングス	8,700	1,334	11,605,800
三和ホールディングス	117,100	1,434	167,921,400
オークマ	15,700	6,400	100,480,000
牧野フライス製作所	1,500	4,440	6,660,000
ディスコ	4,400	37,750	166,100,000
日東工器	49,400	2,043	100,924,200
SMC	2,600	65,930	171,418,000
小松製作所	71,700	3,370	241,629,000
住友重機械工業	25,200	3,295	83,034,000
クボタ	70,400	2,605	183,392,000
ダイキン工業	16,300	22,995	374,818,500
SANKYO	2,800	2,954	8,271,200
日本精工	40,800	1,102	44,961,600
ジェイテクト	12,500	1,109	13,862,500
三菱重工業	70,500	3,337	235,258,500
日清紡ホールディングス	9,200	868	7,985,600
イビデン	28,800	5,430	156,384,000
コニカミノルタ	27,500	613	16,857,500
三菱電機	8,600	1,679	14,439,400

富士電機	26,700	4,945	132,031,500
日本電産	45,100	14,010	631,851,000
オムロン	16,600	8,910	147,906,000
日本電気	25,800	6,480	167,184,000
セイコーエプソン	179,200	1,970	353,024,000
E I Z O	11,800	4,145	48,911,000
アンリツ	42,200	2,443	103,094,600
ソニーグループ	66,300	11,990	794,937,000
T D K	8,300	15,740	130,642,000
アドバンテスト	11,500	10,640	122,360,000
エスベック	52,200	1,941	101,320,200
キーエンス	13,200	51,640	681,648,000
コーセル	17,300	1,093	18,908,900
ウシオ電機	6,800	1,506	10,240,800
ファナック	5,800	27,420	159,036,000
ローム	15,600	11,570	180,492,000
村田製作所	28,000	9,089	254,492,000
小糸製作所	14,000	7,280	101,920,000
リコー	45,600	1,181	53,853,600
東京エレクトロン	3,200	50,050	160,160,000
豊田自動織機	16,100	9,600	154,560,000
デンソー	15,400	7,292	112,296,800
川崎重工業	52,600	2,608	137,180,800
日産自動車	328,500	571	187,573,500
いすゞ自動車	166,500	1,168	194,472,000
トヨタ自動車	49,800	8,522	424,395,600
三菱自動車工業	44,700	310	13,857,000
N O K	8,200	1,482	12,152,400
アイシン	57,300	4,090	234,357,000
マツダ	39,700	897	35,610,900
本田技研工業	234,900	3,350	786,915,000
シマノ	15,300	26,845	410,728,500
テルモ	105,400	4,033	425,078,200
日本エム・ディ・エム	73,500	2,217	162,949,500
島津製作所	34,000	4,125	140,250,000
ニコン	21,100	1,051	22,176,100
オリンパス	38,700	2,323	89,919,450
H O Y A	9,400	13,715	128,921,000
朝日インテック	53,200	2,967	157,844,400
シチズン時計	246,100	381	93,764,100
メニコン	22,300	7,060	157,438,000
バンダイナムコホールディングス	18,700	8,328	155,733,600
フランスベッドホールディングス	99,000	954	94,446,000
凸版印刷	17,000	1,937	32,929,000
大日本印刷	16,900	2,265	38,278,500
アシックス	60,500	1,722	104,181,000
ピジョン	32,200	4,040	130,088,000
任天堂	2,500	64,100	160,250,000
関西電力	128,900	1,078	138,954,200
中国電力	16,200	1,255	20,331,000
東北電力	28,900	1,010	29,189,000
九州電力	29,400	1,006	29,576,400
電源開発	9,100	1,786	16,252,600
東京瓦斯	228,400	2,282	521,208,800

大阪瓦斯	100,500	2,020	203,010,000
東日本旅客鉄道	52,600	7,412	389,871,200
西日本旅客鉄道	21,000	5,719	120,099,000
東海旅客鉄道	3,500	15,615	54,652,500
名古屋鉄道	35,700	2,474	88,321,800
セイノーホールディングス	8,300	1,582	13,130,600
九州旅客鉄道	68,300	2,373	162,075,900
商船三井	7,300	3,905	28,506,500
三菱倉庫	3,600	3,390	12,204,000
上組	6,100	2,209	13,474,900
NECネットエスアイ	94,900	1,903	180,594,700
デジタルアーツ	16,000	9,760	156,160,000
T I S	9,400	2,710	25,474,000
S H I F T	14,400	14,950	215,280,000
GMOペイメントゲートウェイ	17,700	14,690	260,013,000
プレイド	32,400	4,950	160,380,000
ラクスル	37,500	5,460	204,750,000
メルカリ	50,400	5,430	273,672,000
カオナビ	38,300	3,385	129,645,500
ギフトィ	33,900	3,380	114,582,000
フリー	23,000	9,660	222,180,000
フジ・メディア・ホールディングス	70,600	1,338	94,462,800
オービック	5,700	20,030	114,171,000
伊藤忠テクノソリューションズ	29,200	3,780	110,376,000
T B Sホールディングス	6,500	2,211	14,371,500
日本テレビホールディングス	116,000	1,477	171,332,000
テレビ東京ホールディングス	51,000	2,351	119,901,000
日本電信電話	227,800	2,820	642,509,900
K D D I	161,500	3,425	553,137,500
光通信	4,700	22,950	107,865,000
ソフトバンクグループ	49,400	10,005	494,247,000
双日	57,400	312	17,908,800
神戸物産	29,200	3,070	89,644,000
シップヘルスケアホールディングス	39,200	2,958	115,953,600
日本ライフライン	72,000	1,505	108,360,000
伊藤忠商事	49,300	3,482	171,662,600
丸紅	62,200	919	57,199,120
豊田通商	21,600	4,835	104,436,000
住友商事	78,100	1,543	120,547,350
三菱商事	216,500	3,057	661,840,500
東邦ホールディングス	35,300	1,926	67,987,800
ミスミグループ本社	95,200	3,175	302,260,000
スズケン	14,400	4,085	58,824,000
エディオン	6,500	1,230	7,995,000
セリア	29,200	4,085	119,282,000
DCMホールディングス	6,900	1,177	8,121,300
MonotaRO	66,500	2,900	192,850,000
J. フロント リテイリング	144,400	973	140,501,200
ドトール・日レスホールディングス	76,800	1,591	122,188,800
三越伊勢丹ホールディングス	21,300	734	15,634,200
コスモス薬品	8,900	16,340	145,426,000
セブン&アイ・ホールディングス	60,700	4,536	275,335,200
良品計画	59,100	2,301	135,989,100
コーナン商事	2,200	3,220	7,084,000

パン・パシフィック・インターナショナルホ	55,600	2,468	137,220,800
ユナイテッドアローズ	22,500	2,076	46,710,000
ライフコーポレーション	58,700	3,645	213,961,500
コメリ	41,500	3,080	127,820,000
青山商事	36,000	780	28,080,000
高島屋	112,100	1,173	131,493,300
エイチ・ツー・オー リテイリング	8,000	829	6,632,000
ゼビオホールディングス	30,000	924	27,720,000
ケーズホールディングス	27,200	1,553	42,241,600
ヤマダホールディングス	433,900	590	256,001,000
ニトリホールディングス	7,900	20,465	161,673,500
西日本フィナンシャルホールディングス	37,500	726	27,225,000
ひろぎんホールディングス	59,000	622	36,698,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,086,500	589	640,926,350
三井住友トラスト・ホールディングス	120,400	3,754	451,981,600
三井住友フィナンシャルグループ	208,500	3,876	808,146,000
八十二銀行	50,800	375	19,050,000
みずほフィナンシャルグループ	38,300	1,542	59,077,750
北洋銀行	112,200	291	32,650,200
ウェルスナビ	41,500	4,475	185,712,500
SBIホールディングス	42,600	3,150	134,190,000
大和証券グループ本社	99,700	588	58,623,600
野村ホールディングス	381,800	574	219,420,460
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	16,600	404	6,706,400
かんぽ生命保険	13,800	2,177	30,042,600
SOMPOホールディングス	29,800	4,152	123,729,600
MS&ADインシュアランスグループホール	73,600	3,202	235,667,200
第一生命ホールディングス	344,500	2,021	696,234,500
T&Dホールディングス	37,900	1,347	51,051,300
プレミアグループ	42,400	2,511	106,466,400
クレディセゾン	169,700	1,279	217,046,300
イオンフィナンシャルサービス	5,600	1,262	7,067,200
オリックス	119,300	1,803	215,097,900
三菱HCキャピタル	100,800	636	64,108,800
スター・マイカ・ホールディングス	67,400	1,176	79,262,400
ヒューリック	95,600	1,306	124,853,600
野村不動産ホールディングス	37,400	2,696	100,830,400
東急不動産ホールディングス	38,000	604	22,952,000
飯田グループホールディングス	9,500	2,777	26,381,500
パーク24	21,200	1,978	41,933,600
三井不動産	38,400	2,468	94,771,200
三菱地所	206,000	1,874	386,044,000
東京建物	5,600	1,672	9,363,200
ダイビル	36,500	1,314	47,961,000
カチタス	47,200	3,225	152,220,000
日本M&Aセンター	114,800	3,130	359,324,000
エス・エム・エス	57,400	3,400	195,160,000
カカクコム	53,700	3,070	164,859,000
エムスリー	23,700	8,361	198,155,700
エスプール	98,500	947	93,279,500
インフォマート	141,300	1,051	148,506,300
H. U. グループホールディングス	23,600	3,650	86,140,000
サイバーエージェント	58,300	1,991	116,075,300
楽天グループ	145,000	1,371	198,795,000

リクルートホールディングス	142,300	5,035	716,480,500	
日本郵政	96,100	935	89,930,380	
インソース	61,200	2,642	161,690,400	
グレイステクノロジー	46,700	2,857	133,421,900	
リログループ	44,600	2,306	102,847,600	
エイチ・アイ・エス	38,800	2,137	82,915,600	
共立メンテナンス	23,200	3,380	78,416,000	
トランス・コスモス	6,300	3,220	20,286,000	
セコム	17,300	9,169	158,623,700	
メイテック	4,800	5,960	28,608,000	
合計	16,887,300		39,650,452,630	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は2021年5月末現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

I	資産総額	8,135,619,641 円
II	負債総額	28,145,104 円
III	純資産総額(I－II)	8,107,474,537 円
IV	発行済口数	3,349,270,542 口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	2.4207 円

(参考)「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の現況

以下は2021年5月末現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

I	資産総額	36,390,964,112 円
II	負債総額	22,115,822 円
III	純資産総額(I－II)	36,368,848,290 円
IV	発行済口数	12,170,565,612 口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	2.9883 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年5月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2)会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2021年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	32本	152,045,029,223円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	32本	152,045,029,223円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
 なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,315,970	1,166,384
前払費用	88,677	44,207
未収委託者報酬	345,451	319,860
未収運用受託報酬	1,721,224	1,809,040
未収投資助言報酬	263,750	241,699
未収入金 ※2	373	-
未収還付法人税等	27,111	-
その他流動資産	78,831	161,039
流動資産合計	3,841,390	3,742,231
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	85,920	193,041
器具備品	34,938	49,674
有形固定資産合計 ※1	120,858	242,715
投資その他の資産		
長期差入保証金	71,479	192,056
繰延税金資産	-	55,112
投資その他の資産合計	71,479	247,168
固定資産合計	192,338	489,884
資産合計	4,033,728	4,232,115

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	36,971	116,769
未払金		
未払手数料	40,405	43,367
未払委託調査費	582,870	636,955
未払委託計算費	6,752	6,839

その他未払金	※2	260,667	427,969
未払金合計		890,695	1,115,132
未払費用		32,705	41,223
未払消費税等		107,319	170,356
未払法人税等		5,253	33,749
前受金		59,904	58,773
賞与引当金		536,222	471,930
リース債務		-	3,240
流動負債合計		1,669,072	2,011,174
固定負債			
資産除去債務		37,460	39,081
長期未払金		911,360	969,842
長期未払費用		1,063	8,435
長期リース債務		-	8,102
固定負債合計		949,883	1,025,461
負債合計		2,618,956	3,036,636
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		13,685	13,685
資本剰余金合計		13,685	13,685
利益剰余金			
利益準備金		108,814	108,814
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		802,272	582,978
利益剰余金合計		911,086	691,792
株主資本合計		1,414,772	1,195,478
純資産合計		1,414,772	1,195,478
負債純資産合計		4,033,728	4,232,115

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,186,168	1,057,846
運用受託報酬	6,004,849	5,893,355
投資助言報酬	619,974	596,632
その他収益	1,026,725	532,590
営業収益合計	8,837,718	8,080,425
営業費用		
支払手数料	150,550	156,431
広告宣伝費	2,465	1,742
調査費		
委託調査費	4,874,207	4,496,599
図書費	1,552	1,522

調査費合計	4,875,759	4,498,121
委託計算費	72,436	71,826
業務委託費	403,730	244,392
営業雑経費		
通信費	9,358	10,545
印刷費	10,337	9,421
協会費	11,391	10,926
営業雑経費合計	31,087	30,893
営業費用合計	5,536,029	5,003,408
一般管理費		
給料		
役員報酬	49,302	48,829
給料・手当	1,086,767	1,075,334
賞与	3,947	7,516
賞与引当金繰入額	536,222	471,930
給料合計	1,676,239	1,603,610
福利厚生費	162,577	162,591
交際費	9,437	2,000
寄付金	313	275
旅費交通費	30,440	5,831
租税公課	23,758	27,937
不動産賃借料	45,971	87,460
退職給付費用	155,951	150,467
消耗器具備品費	409,930	349,365
事務委託費	10,227	5,124
修繕費	3,272	3,882
水道光熱費	4,666	4,143
会議費用	1,011	1,340
固定資産減価償却費	26,552	27,743
諸経費	129,020	286,147
一般管理費合計	2,689,371	2,717,921
営業利益又は営業損失（△）	612,317	359,095
営業外収益		
受取利息	42	15
為替差益	4,145	24,781
その他営業外収益	3,193	2,733
営業外収益合計	7,383	27,530
営業外費用		
支払利息	1	-
営業外費用合計	1	-
経常利益又は経常損失（△）	619,699	386,626
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	37,460
受取補償金	-	90,434
特別利益合計	-	127,894
特別損失		
割増退職金	67,371	55,043
固定資産除却損	※1	85,317
特別損失合計	67,371	140,361
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	552,328	374,159
法人税、住民税及び事業税	96,301	148,565

法人税等調整額	263,403	△ 55,112
法人税等合計	359,704	93,453
当期純利益又は当期純損失（△）	192,623	280,706

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149
当期変動額									
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772

(単位:千円)

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
						利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706	280,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
-----------------------	-----------------------

*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	148,925千円	建物付属設備	5,224千円
器具備品	152,202千円	器具備品	18,390千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
該当事項はありません。		その他未払金	83,267千円

(損益計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	*1 固定資産除却損
	器具備品
	建物付属設備
	10,910千円
	74,407千円
	85,317千円

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日					第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末株式数 (株)	
発行済 株式					発行済 株式					
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090	
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090	
2. 配当に関する事項					2. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					(1)配当金支払額					
該当事項はありません。					決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力 発生日
					2020年 7月23日 取締役会	普通 株式	100,000 千円	2,933.41円	2020年 6月30日	2020年 7月28日
					2020年 11月24日 株主総会	普通 株式	400,000 千円	11,733.64円	2019年 12月31日	2020年 12月4日
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの					
該当事項はありません。					同左					

(リース取引関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
--	--

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左
---------------------------------	----

(金融商品関係)

第22期 2019年12月31日現在				第23期 2020年12月31日現在			
1. 金融商品の状況に関する事項							
(1) 金融商品に対する取組方針							
当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。							
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制							
当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。							
未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。							
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。				2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額		貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 預金	1,315,970	1,315,970	-	(1) 預金	1,166,384	1,166,384	-
(2) 未収委託者報酬	345,451	345,451	-	(2) 未収委託者報酬	319,860	319,860	-
(3) 未収運用受託報酬	1,721,224	1,721,224	-	(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-
(4) 未収投資助言報酬	263,750	263,750	-	(4) 未収投資助言報酬	241,699	241,699	-
(5) 未払金	(890,695)	(890,695)	-	(5) 未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-
(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。				(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。			
(注1) 金融商品の時価の算定方法				(注1) 金融商品の時価の算定方法			
(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、並びに(5) 未払金				(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、並びに(5) 未払金			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。				これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			
(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1) 預金	1,315,970	-	-	(1) 預金	1,166,384	-	-
(2) 未収委託者報酬	345,451	-	-	(2) 未収委託者報酬	319,860	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,721,224	-	-	(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	-	-
(4) 未収投資助言報酬	263,750	-	-	(4) 未収投資助言報酬	241,699	-	-

(有価証券関係)

第22期	第23期
------	------

2019年12月31日現在	2020年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円)	2. 退職一時金制度 (単位：千円)
(1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表	(1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表
長期未払金の当期首残高 892,434	長期未払金の当期首残高 911,360
退職給付費用 107,886	退職給付費用 103,176
退職給付の支払額等 △ 89,801	退職給付の支払額等 △ 45,394
その他 840	その他 700
長期未払金の当期末残高 911,360	長期未払金の当期末残高 969,842
(2) 退職給付費用 (単位：千円)	(2) 退職給付費用 (単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用 107,886	簡便法で計算した退職給付費用 103,176
3. 確定拠出制度 (単位：千円)	3. 確定拠出制度 (単位：千円)
確定拠出制度への要拠出額 48,065	確定拠出制度への要拠出額 47,290

(ストック・オプション等関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 185,797	未払費用 201,731

賞与引当金	164,191	賞与引当金	144,505
資産除去債務	38,754	資産除去債務	1,482
長期未払金	279,016	長期未払金	296,965
長期未払費用	325	長期未払費用	2,583
その他	3,758	その他	14,323
繰延税金資産合計	671,843	繰延税金資産合計	661,590
評価性引当額	△ 671,843	評価性引当額	△ 606,477
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	55,112
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.22%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.57%
住民税均等割	0.02%	住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	30.33%	評価性引当額の増減	△10.17%
その他	△0.09%	その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.97%
3. 法人税等の変更等による影響		3. 法人税等の変更等による影響	
該当事項はありません。		同左	

(資産除去債務関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高	当期首残高
時の経過による調整額	有形固定資産の取得に伴う増加額
当期末残高	時の経過による調整額
	資産除去債務の履行による減少額
	当期末残高

(セグメント情報等)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
--

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	4,015,511	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第23期 （自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報 (1)製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計

外部顧客への営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425
(2)地域ごとの情報					
①営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
②有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（※）	4,167,769		投資一任業・投資助言業		
B社（※）	857,651		投資一任業・投資助言業		
(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第22期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,723,065	未払金	235,330

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,176,732千円）及びその他収益の受取り（496,248千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,448,655	未払金	325,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（1,952,288千円）及びその他収益の受取り（16,359千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	41,501.09円	1株当たり純資産額	35,068.31円
1株当たり当期純利益	5,650.43円	1株当たり当期純利益	8,234.27円
損益計算書上の当期純利益	192,623千円	損益計算書上の当期純利益	280,706千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	192,623千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	280,706千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2021年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2021年3月末現在)	(c)事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

アセットマネジメントOne株式会社

カムイ・キャピタル株式会社

クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

SOMPOアセットマネジメント株式会社

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2021年3月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

＜参考：投資助言会社＞

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3 【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間中に、下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2020年7月20日	有価証券届出書提出
2020年7月20日	有価証券報告書提出
2021年1月20日	有価証券届出書提出
2021年1月20日	半期報告書提出

独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫

Ⓡ

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）の2020年4月21日から2021年4月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）の2021年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。